

いわての スマートインターチェンジ

スマートインターチェンジは、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるETC専用のインターチェンジです



※八幡平スマートインターチェンジは仮称

岩手県

【編集・発行】
岩手県国土整備部道路建設課
〒060-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
Tel.019-829-3886
令和6年3月発行

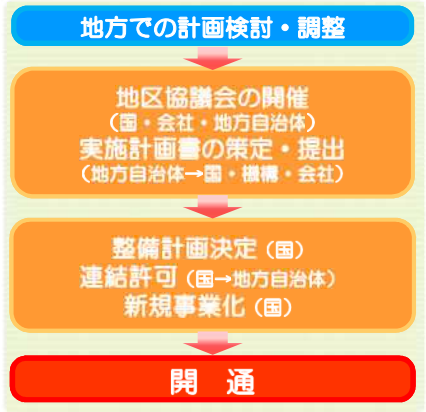
スマートインターチェンジの概要

- スマートICとは**
 - ・高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)をETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジです。
- 背景・目的**
 - ・日本の高速道路の平均IC間隔は、欧米諸国に比べ約2倍以上と長くなっています。
 - ・高速道路が通過するのみとなっている市町村も存在します。
 - 効率的にICの整備を図り、利便性向上、地域活性化及び物流効率化等に寄与することを目的としています。
- メリット**
 - ・利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがあります。
 - ・地域の活性化、既設ICや周辺道路の安全かつ円滑な交通の確保、ICアクセス時間の改善、災害時の一般道路区間の代替など、様々な効果が期待されます。



スマートインターチェンジの手続き

地方自治体が主体となって設置を発意し、「スマートインターチェンジ(スマートIC)整備事業制度実施要綱(※)」に基づき、所要の検討・調整・手続きを進めることにより、スマートインターチェンジの設置が可能となります。

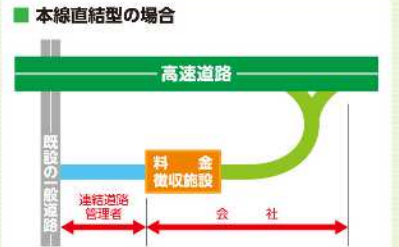


出典：国土交通省資料



スマートインターチェンジの事業区分

スマートIC整備の事業区分は、原則として次のとおりとなっています。



※会社：高速道路会社(岩手県内は東日本高速道路株式会社)
機構：独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構

出典：スマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱